

当院は臨床倫理指針に基づき臨床倫理委員会を設置しています。この委員会は、研究倫理審査を行う「倫理委員会」とは別に、臨床現場で遭遇する倫理的問題に迅速に対応する組織です。

当院職員は、新渡戸記念中野総合病院 臨床倫理指針 (1.~3.) ならびに具体的な倫理的問題への対応方針 (1.~5.) を参考にした場合でも担当医療者 (チーム) だけでは倫理的問題の解決が困難な場合に、臨床倫理委員会へ臨床倫理問題に関する審議を申請することができます。下記に臨床倫理委員会への申請フローチャートを示します。具体的な申請の流れは「臨床倫理委員会申請等に関する手順書」を参照ください。

## 臨床倫理委員会への申請フローチャート

診療現場で臨床倫理指針や具体的な倫理的問題への対応方針にない倫理的問題などに遭遇

医療スタッフ (申請者)

↓ (電話連絡等による申請)

※事後でも良いので「臨床倫理審議申請書」(様式 1)を必ず提出すること

臨床倫理委員会委員長 (不在時: 副院長または病院長)

↓ (委員会開催指示)

臨床倫理委員会 (原則、迅速審議)

↓

- 委員長が病院長へ結果報告 (不在時以外は病院長も臨床倫理委員会出席)
- 委員長 (または委員) が申請者へ口頭で結果連絡
- 委員長 (事務部門) が申請者に「臨床倫理審議結果通知書」(様式 3)を発行 (通知書発行は「適切な医療の実施」と前後する場合あり)
- 委員長(事務部門)は会議の「臨床倫理委員会議事録」(様式 2)を作成し、資料を保管する。

↓

臨床倫理委員会の結論に基づく適切な医療の実施